

柏崎刈羽原子力発電所における新型コロナウイルスへの対応について

- 2021年4月以降、発電所に勤務している当社および協力企業社員において、新型コロナウイルス感染者が断続的に発生（当社社員5名、協力企業社員10名：2021年5月12日現在）
- これまで継続してきた感染拡大防止対策（出社前検温、3密回避、行動歴の記録、出張原則禁止など）に加え、下記の対応を追加で実施

【追加した対応】

① 感染者が発生した場合の対応

- ・ 保健所の指導に基づくPCR検査に加え、自主検査の実施
- ・ 自主検査における宅配検査キット等の活用・検査体制充実化

② 感染拡大防止対策の強化

- ・ 「緊急事態宣言地域」や「まん延防止等重点措置地域」への往来者は、上司が行動歴に問題ないことを確認の上、出社（上司が経過観察を必要と判断した場合には、2週間の在宅勤務を実施後、出社）
- ・ 当社社員の出社率を5月16日まで50%程度、その後、66%程度を継続する予定
- ・ 大型連休期間を含む、4月28日から5月9日までの期間は原則作業を停止（法令上必要な作業や原子力安全上、早期復旧・実施が望ましい作業を除く）

③ 協力企業への周知・依頼

- ・ 協力企業に対し、当社の対応内容を周知するとともに、各社の対策・徹底について、改めて依頼（4月28日）